平成２７年（フ）第５８７号
大阪府岸和田市尾生町1150番地クレール琴山Ｃ棟102号
債務者　杉本　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11パルメゾンりんくう１棟106号
債務者　小崎　裕二
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
大阪府泉佐野市大西１丁目８番９号、前住所大阪府岸和田市南上町１丁目28番６号ドエル岸和田303号
債務者　鈴木　一史
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番６―304号
債務者　工藤　佳枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番６―304号
債務者　工藤　康輝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目17番１号パレイハイツ101号
債務者　林田電気商会こと　林田　国宏
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
大阪府岸和田市三田町692番地の７
債務者　宮田　久枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
大阪府泉大津市東助松町３丁目６番３―402号
債務者　杉下　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
札幌市東区北40条東18丁目３番15―903号
債務者　佐藤　　睦（旧姓居田）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
北海道芦別市北５条西４丁目６番地　（ことぶき団地54号）
債務者　下山　義雄
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
千葉県匝瑳市川辺7258番地11
債務者　阿久津充夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
新潟県燕市分水桜町１丁目３番20号
債務者　小柳　孝人
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１８号
静岡県熱海市上多賀506番地の１　川口アパート103、前住所東京都板橋区高島平２丁目28番６―603号
債務者　川口　賢二
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
三重県松阪市東町578番地２
債務者　久保シモネこと　久保シモネデアラウジョリマ（ＤＥ　ＡＲＡＵＪＯ　ＬＩＭＡ　ＫＵＢＯ　ＳＩＭＯＮＥ）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第８９号
堺市南区新檜尾台２丁１番３―712号
債務者　三宅　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
堺市南区高倉台２丁32番22号　ハイツ北野205号
債務者　伊藤　祥子（旧姓糸井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
堺市北区新金岡町３丁５番２―201号
債務者　淺海　美幸（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係